

当面の闘争方針(案)

2. 賃金・労働条件改善をめぐる人勧期を中心とした取り組み (一部抜粋)

【2024人事院勧告にむけた人事院への要求事項】

1. 公務員連絡会方針を踏まえ、人事院に対し、各課題について以下の通り求めるとともに、十分な交渉・協議、合意を求めます。

(1) 公務員労働者の賃金について

- ① 給与改定勧告にあたっては、全職員に対する月例給の引き上げ勧告を行うこと。
- ② 一時金については、精確な調査と官民比較を行い、支給月数を引き上げるとともに、期末・勤勉の適正な配分を行うこと。

(2) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

- ① 月例給・一時金・各種手当を取り扱う総合的な見直しであることを踏まえ、職員各層から理解を得られ、その意欲を引き出すものとする。
- ② 地方公務員等にも広く影響を与える課題であることから、適宜早い段階での情報提供を行うとともに、公務員連絡会と十分な協議を行うこと。
- ③ 地方における職員の処遇改善と

人材の確保にむけて、地域手当の改善とあわせて、初任給近辺の俸給月額引き上げを確実に行うこと。

- ④ 勤勉手当の「特に優秀」区分の成績率の上限引き上げについては、それを実施すべき合理的な理由を明らかにすること。また、引き上げに当たっては、2022年10月から施行されている改定された評価制度の検証を前提とすること。
- ⑤ 新幹線通勤等に係る手当額見直しについては、精確な官民比較に基づき、確実に引き上げること。また、現在の通勤手当の問題点を踏まえ、普通交通機関も含めた総合的な見直しを行うこと。
- ⑥ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給については、採用全般を対象とするとともに、現在既に新幹線通勤や単身赴任をしている者を対象とすること。
- ⑦ 地域手当について、地域間格差を縮小するとともに、「大きく

りの調整方法」により生ずる課題への具体的対策について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。

- ⑧ 扶養手当の見直しについて、経過措置等を講ずるとともに、その具体的な内容について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- ⑨ 現在再任用職員に支給されていない手当について、定年前職員や定年延長職員との均衡などを踏まえつつ、各種手当の支給範囲を極力拡大すること。
- ⑩ のちの60歳前後の給与カーブに関する課題の検討にむけて、60歳以上の職員の給与に関しても精確な官民比較を行うことを基本に、中長期的な給与カーブ全体のあり方について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- ⑪ 寒冷地手当や特勤勤務手当など、関連して見直しを実施される手当について、地域事情等を十分に踏まえて検討すること。

(3) 労働諸条件の改善について

- ① 労働時間の短縮とワークライフバランスの実現にむけて次の事項を実現すること。
 - ア 「特例業務」の範囲や「他律部署」の指定の厳格化と各府省に対する指導強化
 - イ 職員の過重労働の主な要因となっている要員不足の解消
 - ウ 11時間の勤務間インターバルの確保

エ 育児・介護など両立支援制度の改善と取得しやすい職場環境の整備

- ② ハラスメント対策にかかる体制を強化し、幹部・管理職員に対する研修の充実、指導の強化をはかること。

(4) 非常勤職員等の制度および処遇の改善

- ① すべての非常勤職員等の給与を引き上げること。
- ② 改正「非常勤職員給与決定指針」等に基づき、着実な処遇改善をはかること。
- ③ 2023年の勧告時報告に基づく「非常勤職員制度の運用等の在り方の検討」については、非常勤職員制度全体を射程に入れた抜本的な改善をはかること。
- ④ 非常勤職員の休暇制度等について、常勤職員との均等待遇をはかるとともに、無給休暇を有給化すること。

【2024人勧期闘争にむけた諸行動等の取り組み】

- 2. 2024人勧期闘争について、次の通り取り組みを配置します。具体的な日程は発文で指示します。
 - ① 人事院への要求提出
 - ・6月19日
 - ② ブロック別申入れ行動
 - ・7月中旬（予定）
 - ③ 全国統一行動
 - 要求の実現にむけて次の通り設定し、時間外職場集会を開催します。

- ・第1次全国統一行動 6月20日
(対人事院要求提出の翌日)
- ・第2次全国統一行動 7月24日
(中央行動にあわせて)
- ・第3次全国統一行動 8月上中旬
(人事院勧告日の翌日)

④ 中央行動

- ・7月24日 東京(予定)

3. 県本部・単組は、人勧期要求に関わる職場学習会を実施するなどして情報共有と取り組みを意思統一した上で、職場決議または団体署名を実施し、6月30日までに本部に提出します。

【地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求める取り組みについて】

4. 総務省は4月24日、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会」の中間論点整理を公表しました。その内容は、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」(2006年)で考え方が刷新された「国公準拠」の解釈について、あらためて当時の考え方を振り返りつつ、主に地域手当の支給地域について①都道府県単位化、②圏域化、③市町村単位のそれぞれの課題を併記し、中間的な整理をしたものとなっています。分科会は引き続き8月下旬の最終報告にむけて議論を続けることとされています。

【2024人事委員会勧告にむけた取り組み】

11. (2)

- ④ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたっては、一律に国の制度変更

に準じた扱いとすることなく、自治体の実態を踏まえて主体的に検討すること。とりわけ勤奨手当の「特に優秀」区分の成績率の上限引き上げは行わないこと。また、扶養手当、地域手当については、引き下げを行わないこと。